

第 4 4 7 回 島根県議会提出議案等一覧

H 2 6 . 1 1 . 1 9 提案分

区 分		議案No	議 案 名								
議 案 (32件)	予算案 (1件)	1 2 6	平成 2 6 年度島根県一般会計補正予算（第 3 号）								
	条例案 (6件)	1 2 7	島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例 県民税の均等割の税率の特例として課する水と緑の森づくり税の適用期間を 5 年間延長 <table><tr><td>納税義務者</td><td>個人：毎年 1 月 1 日現在で、県内に住所がある個人 法人：県内に事務所や事業所、寮、宿泊所等がある法人</td></tr><tr><td>税 率</td><td>個人：年500円(県民税均等割額年1,500円に500円を加算) 法人：均等割額の 5 %相当額(資本金の額により 1 千円～ 4 万円)</td></tr><tr><td>適用期間</td><td>個人：平成 2 7 年度から平成 3 1 年度分までの各年度分の均等割 法人：平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間に開始する各事業年度の均等割</td></tr></table> 施行日：平成 2 7 年 4 月 1 日	納税義務者	個人：毎年 1 月 1 日現在で、県内に住所がある個人 法人：県内に事務所や事業所、寮、宿泊所等がある法人	税 率	個人：年500円(県民税均等割額年1,500円に500円を加算) 法人：均等割額の 5 %相当額(資本金の額により 1 千円～ 4 万円)	適用期間	個人：平成 2 7 年度から平成 3 1 年度分までの各年度分の均等割 法人：平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間に開始する各事業年度の均等割		
			納税義務者	個人：毎年 1 月 1 日現在で、県内に住所がある個人 法人：県内に事務所や事業所、寮、宿泊所等がある法人							
税 率	個人：年500円(県民税均等割額年1,500円に500円を加算) 法人：均等割額の 5 %相当額(資本金の額により 1 千円～ 4 万円)										
適用期間	個人：平成 2 7 年度から平成 3 1 年度分までの各年度分の均等割 法人：平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間に開始する各事業年度の均等割										
1 2 8	島根県核燃料税条例 現行の核燃料税の適用期間が平成 2 7 年 3 月 3 1 日に終了することから、税収を安定的に確保するために課税客体や税率等を見直したうえで、適用期間を 5 年間延長 <table><tr><td>納税義務者</td><td>発電用原子炉の設置者</td></tr><tr><td>課税客体</td><td>価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業</td></tr><tr><td>課税標準</td><td>価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 出力割：発電用原子炉の熱出力</td></tr><tr><td>税 率</td><td>1 7 %（価額割：出力割＝ 1：1） ・ 価額割： 8 . 5 % ・ 出力割：41,100円／千Kw（ 3 ヶ月）… 8 . 5 %相当</td></tr><tr><td>適用期間</td><td>施行日から起算して 5 年間</td></tr></table> 施行日：規則で定める日	納税義務者	発電用原子炉の設置者	課税客体	価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業	課税標準	価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 出力割：発電用原子炉の熱出力	税 率	1 7 %（価額割：出力割＝ 1：1） ・ 価額割： 8 . 5 % ・ 出力割：41,100円／千Kw（ 3 ヶ月）… 8 . 5 %相当	適用期間	施行日から起算して 5 年間
納税義務者	発電用原子炉の設置者										
課税客体	価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業										
課税標準	価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 出力割：発電用原子炉の熱出力										
税 率	1 7 %（価額割：出力割＝ 1：1） ・ 価額割： 8 . 5 % ・ 出力割：41,100円／千Kw（ 3 ヶ月）… 8 . 5 %相当										
適用期間	施行日から起算して 5 年間										

区 分		議案No	議 案 名
	条例案 つづき	1 2 9	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 次に掲げる所要の改正を行うもの ①母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務のうち、父子福祉資金の繰上償還に係る申出の受理等の事務について、浜田市等に権限を追加移譲 ②児童福祉法に基づく事務のうち、小児慢性特定疾病医療費の支給に係る申請の受理、支給の認定等の事務について、松江市に権限を移譲 ③母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務のうち、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に係る申請の受理等の事務について、川本町に権限を移譲 ④土地区画整理法に基づく事務のうち、土地区画整理組合の事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理の事務について、出雲市に権限を移譲 ⑤農地法に基づく事務のうち、農地の転用の許可等の事務について、江津市に権限を移譲 ⑥「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う規定の整備 ⑦その他規定の整理 施行日：①⑦公布の日 ②平成27年1月1日 ③④⑤平成27年4月1日 ⑥法施行日
		1 3 0	島根県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例 交通安全対策基本法の改正に伴い、島根県交通安全対策会議について、知事が必要と認めて任命する委員の規定を新設 ・委員数：5人以内 ・任期：2年 施行日：公布の日
		1 3 1	児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 次に掲げる条例における用語の改正等の規定の整理 ・島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 外2件 施行日：平成27年1月1日
		1 3 2	島根県営住宅条例の一部を改正する条例 次に掲げる所要の改正を行うもの ①県営住宅設置のための所要の改正 ・設置する団地の名称：川北天神団地（出雲市） ②マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理 施行日：①規則で定める日 ②改正法施行日又は条例の公布日のいずれか遅い日

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 (25件)	1 3 3	公の施設の指定管理者の指定について（県立しまね海洋館） ・ 指定する相手方：公益財団法人しまね海洋館 ・ 指定する期間：平成27年4月1日から8年間	
	1 3 4	公の施設の指定管理者の指定について（県立男女共同参画センター） ・ 指定する相手方：公益財団法人しまね女性センター ・ 指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 3 5	公の施設の指定管理者の指定について（県立島根県民会館） ・ 指定する相手方：公益財団法人しまね文化振興財団 ・ 指定する期間：平成27年4月1日から8年間	
	1 3 6	公の施設の指定管理者の指定について（県立美術館） ・ 指定する相手方：株式会社SPSしまね ・ 指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 3 7	公の施設の指定管理者の指定について（島根県芸術文化センター） ・ 指定する相手方：公益財団法人しまね文化振興財団 ・ 指定する期間：平成27年4月1日から8年間	
	1 3 8	公の施設の指定管理者の指定について（県立三瓶自然館及びその附属施設） ・ 指定する相手方：公益財団法人しまね自然と環境財団 ・ 指定する期間：平成27年4月1日から8年間	
	1 3 9	公の施設の指定管理者の指定について（県立東部総合福祉センター） ・ 指定する相手方：アイカム株式会社 ・ 指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 4 0	公の施設の指定管理者の指定について（県立西部総合福祉センター） ・ 指定する相手方：浜田ビルメンテナンス株式会社 ・ 指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 4 1	公の施設の指定管理者の指定について（県立はつらつ体育館） ・ 指定する相手方：株式会社島根東亜建物管理 ・ 指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 4 2	公の施設の指定管理者の指定について（県立宍道湖自然館） ・ 指定する相手方：公益財団法人ホシザキグリーン財団 ・ 指定する期間：平成27年4月1日から8年間	
	1 4 3	公の施設の指定管理者の指定について（県立産業交流会館） ・ 指定する相手方：一般財団法人くにびきメッセ ・ 指定する期間：平成27年4月1日から8年間	

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 つづき	1 4 4	公の施設の指定管理者の指定について（県立産業高度化支援センター） ・ 指定する相手方：公益財団法人しまね産業振興財団 ・ 指定する期間：平成 2 7 年 4 月 1 日から 5 年間	
	1 4 5	公の施設の指定管理者の指定について（県立浜山公園） ・ 指定する相手方：特定非営利活動法人出雲スポーツ振興 2 1 ・ 指定する期間：平成 2 7 年 4 月 1 日から 5 年間	
	1 4 6	公の施設の指定管理者の指定について（県立石見海浜公園） ・ 指定する相手方：株式会社 I S P ・ 指定する期間：平成 2 7 年 4 月 1 日から 5 年間	
	1 4 7	公の施設の指定管理者の指定について（県立万葉公園） ・ 指定する相手方：大畑建設株式会社 ・ 指定する期間：平成 2 7 年 4 月 1 日から 5 年間	
	1 4 8	公の施設の指定管理者の指定について（県立武道館、県立石見武道館など） ・ 指定する相手方：公益財団法人島根県体育協会 ・ 指定する期間：平成 2 7 年 4 月 1 日から 5 年間	
	1 4 9	公の施設の指定管理者の指定について（県立青少年の家） ・ 指定する相手方：北陽ビル管理株式会社 ・ 指定する期間：平成 2 7 年 4 月 1 日から 5 年間	
	1 5 0	公の施設の指定管理者の指定について（県立八雲立つ風土記の丘） ・ 指定する相手方：公益財団法人しまね文化振興財団 ・ 指定する期間：平成 2 7 年 4 月 1 日から 8 年間	
	1 5 1	公の施設の指定管理者の指定について（県立古墳の丘古曾志公園） ・ 指定する相手方：株式会社 M I しまね ・ 指定する期間：平成 2 7 年 4 月 1 日から 5 年間	
	1 5 2	当せん金付証票の発売について 島根県内において発売する当せん金付証票（宝くじ）の発売限度額の設定 ・ 平成 2 7 年度発売総金額 5 5 億円以内	
	1 5 3	隠岐広域連合規約の一部の変更について ①フェリー「くにが」代替船建造に対する隠岐汽船株式会社への資金貸付及び償還に関する事務の廃止 ②児童福祉法の改正に伴う施設の名称の変更 ・ 変更前：知的障害児施設 ・ 変更後：福祉型障害児入所施設 施行日：総務大臣の許可を受けた日	

区 分		議案No	議 案 名															
一 般 事件案 つづき	1 5 4	権利の放棄について 石央農用地等保有対策事業資金貸付金に係る債権の請求権の放棄 ・ 債務者：公益財団法人しまね農業振興公社 ・ 償還免除額：467,305,000円																
	1 5 5	契約の締結について 出雲工業高等学校（機械・電気科実習棟）整備（建築）工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：745,200,000円 工期：平成27年12月25日 契約の相手方：中筋組・浜村建設・出雲グリーン工業特別共同企業体 施工場所：出雲市上塩冶町地内																
	1 5 6	契約の締結について 島根県漁業取締船「せいふう」代船建造工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,447,200,000円 工期：平成28年3月22日 契約の相手方：三菱重工業株式会社																
	1 5 7	変更契約の締結について 一般県道柿木津和野停車場線中座工区社会資本整備総合交付金（改良）事業に伴うＪＲ山口線船平山・津和野間59K867M付近跨線橋新設工事 変更契約金額：655,559,000円（69,821,000円増額） 工期：平成28年3月末日 契約の相手方：西日本旅客鉄道株式会社 施工場所：鹿足郡津和野町中座地内																
報 告 (2件)	報告21	専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 県防災行政無線幹線系拡充整備工事 5,151,932,040円（24,699,600円増額）																
	報告22	専決処分事件の報告について（損害賠償） 17件 <table> <tr> <td>・所持品損傷事故</td><td>2件</td><td>賠償額合計</td><td>16,632円</td></tr> <tr> <td>・車両損傷事故</td><td>3件</td><td>賠償額合計</td><td>186,879円</td></tr> <tr> <td>・交通事故</td><td>6件</td><td>賠償額合計</td><td>490,186円</td></tr> <tr> <td>・落石事故等</td><td>6件</td><td>賠償額合計</td><td>566,600円</td></tr> </table>		・所持品損傷事故	2件	賠償額合計	16,632円	・車両損傷事故	3件	賠償額合計	186,879円	・交通事故	6件	賠償額合計	490,186円	・落石事故等	6件	賠償額合計
・所持品損傷事故	2件	賠償額合計	16,632円															
・車両損傷事故	3件	賠償額合計	186,879円															
・交通事故	6件	賠償額合計	490,186円															
・落石事故等	6件	賠償額合計	566,600円															